



私たちがお手伝いいたします。

1 運転等に係る特別教育

● 特別教育とは

労働安全衛生法(第59条)及び省令により、事業者は雇い入れた労働者を危険または有害な業務に就かせる場合は、安全または衛生のための特別教育を行う事が義務づけられています。建設機械等の運転業務では、一定の大きさ(機体質量、吊り上げ荷重、積載量等)以下のものは全て特別教育の対象となります。また、実施した場合は受講者名、種目時間等の記録を作成して3年間保存することが義務づけられています。

特別教育及び安全衛生教育は本来、事業者が行う教育ですが、指定教習機関、メーカーおよび建設機械の取扱い専門業者等が事業主に代りお手伝いをすることができます。

2 職長・安全衛生責任者教育

● 職長・安全衛生責任者教育とは

労働安全衛生法(第60条)及び省令により、事業者は作業中の労働者を直接指導または監督する者については、職長・安全衛生責任者教育を実施して作業させることが義務づけられています。

(株)原商は特別教育ならびに安全衛生教育に相応した講師や最新の教材を整えて、事業所で実施される特別教育および、安全衛生教育のお手伝いをいたしますので、お気軽にお申し付けいただきご利用をお願いします。

特別教育のスケジュール、お申込み等はこちらよりご確認ください。
当社ホームページに掲載しております。



特別教育・安全衛生教育(種目と受講時間)

NO	修了証コード	種 目	対 象 範 囲	学科	実技	合計
1	A	職長・安全衛生責任者教育	労働者を直接指導または監督する者	14	—	14
2	C	ローラーの運転業務	すべての締固め用機械	6	4	10
3	D	クレーンの運転業務	吊り上げ荷重5トン未満	9	4	13
4	ES	小型車両系建設機械(新解体用)の運転業務	小型車輛系建設機械(整地等)修了者	2	1	3
5	F	不整地運搬車の運転業務	最大積載量1トン未満	6	6	12
6	G	自由研削といしの取替え等の業務	研削といしの取替え又は、試運転	4	2	6
7	H	アーク溶接等の業務	金属の溶接、溶断等	11	10	21
8	I	低圧電気取扱い業務	直流750V交流600V以下の電圧	7	7	14
9	T	フォークリフトの運転業務	最大積載量1トン未満	6	6	12
10	K	高所作業車の運転業務	作業床高さ10メートル未満	6	3	9
11	L	小型車両系建設機械(整地等)の運転業務	機体質量3トン未満	7	6	13
12	N	巻上げ機の運転業務	動力により駆動される巻上げ機	6	4	10
13	UA	振動工具取扱作業安全衛生教育	振動工具を取り扱う者	4	0	4
14	UE	丸のこ等取扱作業安全衛生教育	丸のこ等を取り扱う者	3.5	0.5	4
15	U	刈払機取扱作業安全衛生教育	刈払機を取り扱う者	5	1	6
16	JR	チェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務	チェーンソーによる立木の伐木等の作業	9	9	18
17	Y	足場の組立て等の業務	足場の組立て、解体又は変更の作業	6	—	6
18	Z	フルハーネス型安全帯使用作業の業務	フルハーネス型安全帯を用いて行う作業	4.5	1.5	6

2020.8.1現在

3 安全講習

建設機械等の運転を行う場合は、労働安全衛生法に定められた免許または技能講習、特別教育等の資格を必要とすることはすでにご承知の通りですが、労働災害発生状況を見ますと、全国で毎年1,000人以上の死亡事故が発生しており尊い命が失われています。

このうち建設業関係の死亡事故は、全体の1/3を占め極めて高い水準にあります。

私たちは、お客様に建設機械の運転や、保守管理および構造等について理解を深めて頂き、安全作業が常に遂行できるよう安全の講習会等に対しお手伝いをしながら、ご協力を申し上げたいと思っています。お気軽にお申しつけ下さい。

4 定期自主検査

● 定期自主検査とは

労働安全衛生法第45条 事業者はボイラーその他の機械で政令で定められているものについて、労働省令で定めるところにより、定期的に自主検査を行い、その結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。(月例・年次検査およびクレーン等年次検査)

● 特定自主検査とは

事業者は、労働省令で定める(1年以内毎に1回行う)特定自主検査を行う時は、法令で定められた資格を有する事業内検査者または、登録検査業者のいずれかにより実施しなければならないとなっています。いずれも記録表は3年間保存しなければなりません。(建設機械等)

(株)原商は大臣登録検査業者として、鳥取・倉吉・米子・松江・宍道・出雲・浜田・益田に直営のサービス工場を設置し、豊富な陣容と最新の機械設備等によりお客様の定期自主検査に十分お応え出来るよう万全な検査体制を整えております。

お近くの原商営業マンまたは各拠点担当者にお気軽にお申しつけ下さい。お待ち申し上げます。



山陰を結ぶ
ネットワークで明日を築く...



建設用機械・販売・サービス・リース・資材・設備プラント



株式会社 原商

本社 / 〒699-0496 島根県松江市宍道町白石81-10
TEL(0852)66-1113(代) FAX(0852)66-1124

営業拠点 / 鳥取・倉吉・米子・日野・松江・松江北・宍道・雲南・出雲東・出雲・大田・江津・浜田・益田・三隅
修理工場 / 鳥取 ☎0857-38-3850 倉吉 ☎0858-35-6070
米子 ☎0859-27-3545 松江 ☎0852-25-7705
宍道 ☎0852-66-1114 長浜 ☎0853-28-1312
浜田 ☎0855-22-3681 益田 ☎0856-27-0125